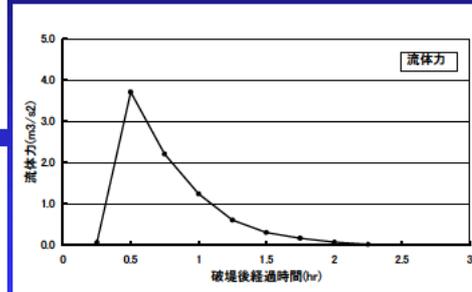
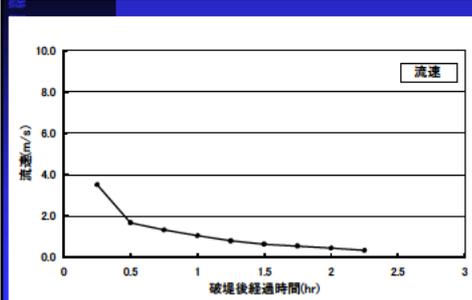
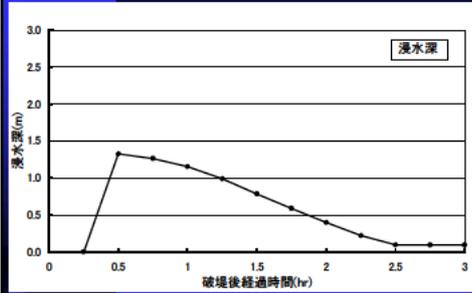


野洲川左岸8. 8k



出典: 琵琶湖工事事務所

人命が失われる

家屋等が破壊される

ライフライン支障による混乱が生じる

浸水による被害が生じる

洪水に対して「脆い」地域





洪水に対して「したたかな」地域

たいしたことはない
命までは取られない 慣
れている 折り
込み済み 柳に
風 柔構
造

人命は失われない
家屋等は破壊されない
ライフライン支障による混乱は生じない
浸水による被害が生じる

→ できるだけ少なくする

洪水に対して 「したたかな」地域整備のために

・流域対策の進め方

・河川整備の進め方

流域対策の進め方

防災組織、体制の充実

危機管理組織の設置
防災訓練の実施等

情報伝達体制の整備

情報のデータベース化
情報収集伝達システムの基盤整備等

観測・監視体制の整備

洪水観測・予測体制の充実
堤防監視体制の整備

避難収容体制の整備

避難所の選定・整備
（地下空間施設における避難誘導施設の整備
充実等）

地域防災力の向上

平常時からの災害情報提供の充実
水防団の活性化等

被害軽減のための対応

ライフラインや重要施設の耐水化等
（地下空間施設の耐水化）

河川防災ステーションの整備

避難システム整備(インターネットによるリアルタイム情報提供)



避難システム整備(i-modeによる情報提供(FRICS))



野洲川広域洪水ハザードマップ原案

啓発

- 洪水氾濫危険区域図の公表
- 自治体の洪水ハザードマップ作成の支援
(原案を作成し、公表済み)

凡例

記号	地物
	洪水氾濫0.5m未満の地域
	洪水氾濫0.5m～1.0m未満の地域
	洪水氾濫1.0m～2.0m未満の地域
	洪水氾濫2.0m以上の地域
	土地利用制限区
	河川沿いの崖崩れ危険区



野洲川の位置図

安全度の確保できない地点において堤防が決壊した時、氾濫流により浸水する区域を示しています。

課題

土地利用、都市計画

(参考)

建築基準法 第39条

1 地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

河川整備の進め方

破堤を回避できれば

洪水による破壊力の緩和

氾濫速度の緩和

氾濫水量の減少



破堤の回避を優先

破堤回避

堤防をなくす

堤防を強くする

堤防除去

沿川地上げ

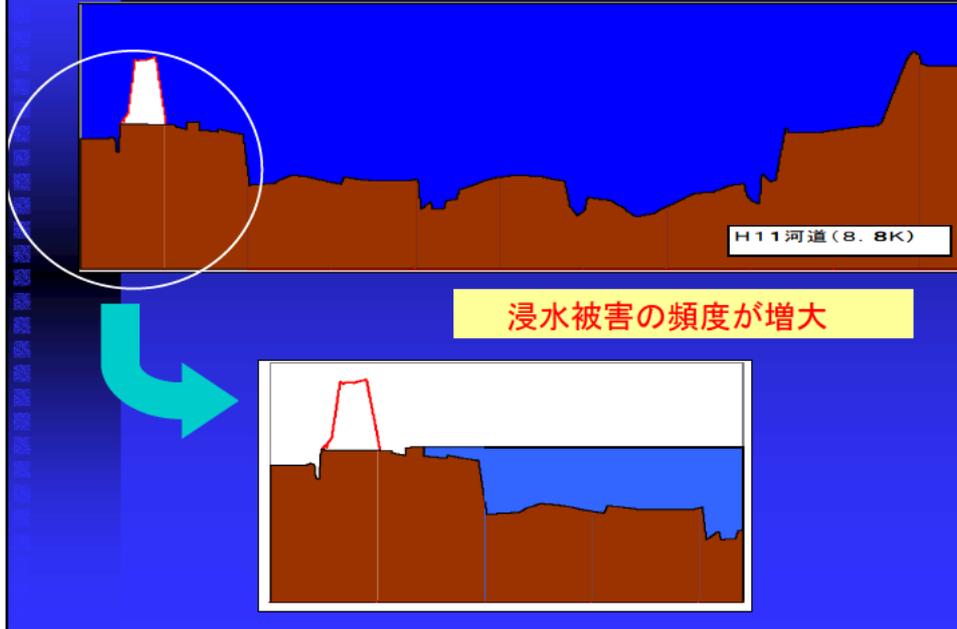
堤防に芯

堤防を鎧う

土地利用、都市計画
見直し前提

応急対応

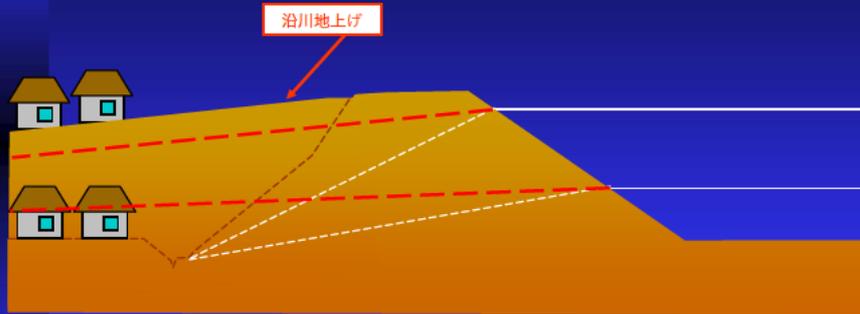
堤防をなくす(堤防除去)



堤防をなくす(堤防除去)

- 破堤回避
- 地域と河川の分断修復
- × 溢水、浸水頻度の増大

堤防をなくす(沿川地上げ)



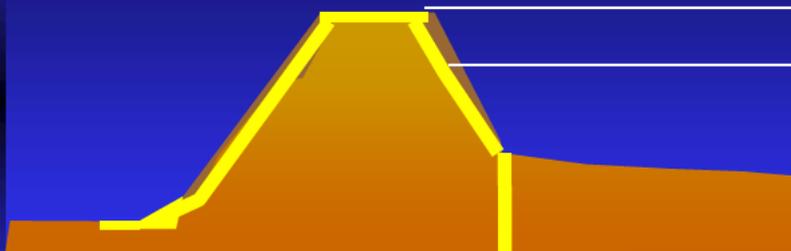
堤防をなくす(沿川地上げ)

- 破堤回避
- ○地域と河川の分断修復
- ×街づくり計画との調整に時間を要する

堤防を強くする(堤防に芯)



堤防を強くする(堤防を鎧う)



堤防を強くする(堤防に芯・堤防を鎧う)



△破堤回避

○応急的に対応可

破堤回避

	沿川地上げ	堤防に芯	堤防を鎧う
概要図			
破堤回避	○	○	△
地域と河川の分断修復	○	×	×
応急対応	×	○	○

洪水対策の基本的方向

基本的方向

「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」

洪水に対して「脆い」地域から、
「したたかな」地域へ

人命が失われる

家屋等が破壊される

ライフライン支障による混乱が生じる

浸水による被害が生じる

洪水に対して「脆い」地域





洪水に対して「したたかな」地域

たいしたことはない
命までは取られない
れている
込み済み
風
造

慣
折り
柳に
柔構

人命は失われない
家屋等は破壊されない
ライフライン支障による混乱は生じない
浸水による被害が生じる

→ できるだけ少なくする

洪水に対して 「したたかな」地域整備のために

・流域対策の進め方

・河川整備の進め方

河川整備の進め方

破堤を回避できれば

洪水による破壊力の緩和

氾濫速度の緩和

氾濫水量の減少



破堤の回避を優先

破堤回避

堤防をなくす

堤防を強くする

堤防除去

沿川地上げ

堤防に芯

堤防を鎧う

土地利用、都市計画
見直し前提

応急対応